

# 消費税の財政再建策手段の意義と益税・逆進性問題及び改善策

江川 雅司

## 目次

1. 問題の所在
2. 消費税の優位性
  - 1) 基幹税としての直接税と消費税
  - 2) 消費税の優位性
3. 消費税の財政再建策手段の意義
  - 1) 基礎的財政収支と財政赤字
  - 2) 財政赤字と消費税
  - 3) 消費税の財政再建策手段の意義
4. 消費税制度の実態と財源予測
  - 1) 消費税制度の実態
  - 2) 財源予測
5. 消費税制度の益税・逆進性問題と改善策
  - 1) 益税問題と改善策
  - 2) 逆進性問題と改善策
6. 今後の課題と展望

## 注

参考文献・資料

## 1. 問題の所在

国と地方政府の財政赤字額と累積債務負担額は、戦後の経済成長至上主義政策、社会福祉政策及びバブル経済崩壊後の副産物であり、先進諸国のなかでも最悪の状態にある。一般に、財政赤字の拡大は、(1)金利上昇に伴うクラウドディング・アウト問題、(2)財政の持続可能性への疑問による国債への信任の低下問題、及び(3)財政の硬直化問題などが派生し、活力ある経済社会の構築に足枷となる可能性があると言われている。

他方、財政赤字が逡増して累積債務残高が累増し続ければ、財政破綻を招く懸念がある。しかし、ドーマーの定理によれば、「利率率が名目 GDP 成長率を下回る限り、歳出総額に占める国債費比率、歳入総額に対する公債依存度、公債残高の対名目 GDP 比は一定値に収束する。逆に、

利率率が名目 GDP 成長率を上回ると、歳出総額全額が利払費となり、歳入総額に対する公債依存度は100%となり、公債残高の対 GDP 比率は無限大に発散する。」とされ、収入が利払費より速く伸びる経済環境であれば、財政破綻が生ずる危険性はないとされるが、公債発行並びに国債費それ自体の存在は、財政の持続可能性からみて危惧すべき点である。

財政再建策として、歳出削減と同時に歳入増手段としての消費税が取りざたされている。所得捕捉の点から給与所得者の租税負担の公平性が歪められている現在、(1)個人所得税率アップは給与所得者への更なる租税負担率を促す点、また(2)給与所得控除などの各種所得控除の廃止は、課税ベースの拡大を促して税率の引き下げが可能となるが、この方法は、とりわけ給与所得者へのマイナスイメージが強く国民から賛同を得るには時間を要する点、更には(3)個人所得税は強制的に課税されるが、消費税は消費した際にのみ課税され、国民に選択権があるという点から、財政再建策として所得税制度よりは消費税制度の改正の方が実現可能性の高い手段であるといえる。一方、累積債務残高の改善策として、一つは基礎的財政収支の黒字化がある。ただ、この政策は財政再建の抜本策としては初歩的政策に過ぎないため、今後の財政再建策計画とその手法の明確化が急務となる。

さて、消費税は、(1)世代間の負担の公平性が確保できるという点、(2)一律に負担を課すことによって、水平的公平が確保できる点、(3)複数税率と還付税（給付付き消費税額控除等）によって、垂直的公平が確保できるという点、及び(4)少子・高齢社会での社会保障財源の有力財源であるという点などから、財政再建策の手段として焦点が当てられてきた。消費税に関しては、政府税制調査会でも、『あるべき税制の構築に向けた基本方針』（2002年6月）のなかで、「世代間の負担の公平の確保、経済社会の活力の発揮等の観点から、今後、その役割を一層高めていく必要がある。制度に対する国民の信頼感を高めるべく適性化を図り、税率水準の見直しを図ることが課題である。」と指摘し、増税の対象として消費税に焦点が当てられてきた。

更には、最近では税の自然増収は不安定であり、2009年度からの基礎年金の国庫負担増（国の1/2負担）を賄える財源確保の手段が問題となっている。確かな財源確保の手段が無ければ、いずれかの時期に、消費税率が問題となると考えられる。

消費税率引き上げの理由には、我が国の消費税率は欧米諸国の10%以上と比較するとはるかに低く、また消費税は、(1)税収の普遍性・安定性、(2)課税ベースの広さ、及び(3)徴税の効率性などの特徴から考えて、歳入増の重要な手段であると考えられるからである。他方、所得税は基幹税としての意味は大きいですが、少子・高齢社会における勤労所得の減少は、先の所得捕捉の点から考えてみても、いま以上に個人所得税に依存できない状況が窺える。

したがって、本論では財政再建策としての消費税の意義を議論すると同時に、消費税制度が抱えている益税問題・逆進性問題とその改善策を吟味する。

本論の第一の問題である消費税の益税問題の先行研究には、林・橋本（1991）、藤川（1991）、高林・下山（2002）、及び橋本（2002）らによる産業連関表を用いて益税額が計測された研究がある。例えば、高林・下山（2001）は、消費税率を5%から10%への税率アップを仮定して益税額を推計し、また、橋本（2002）は、中小企業の特例措置による益税額を推計している。他方、

産業連関表を用いずに益税額を分析した研究には、静岡大学税制研究チーム（1990）、及び菊谷（2006）らの研究がある。静岡大学税制研究チーム（1990）は、財務省の『財政金融統計月報（法人企業統計年報特集）』を用いて消費税の益税額の計測をしている。また、菊谷（2006）は消費税制度の特徴である中小企業者に対する特例による益税問題を扱い、更には簡易課税制度からの益税問題を扱った先行研究である。

次いで、第二の問題である消費税の逆進性問題の先行研究は多々あるが、最近では橋本（2010）による研究があり、この研究は逆進税の実態とその改善策としてカナダが導入している給付付き消費税額控除を吟味している。

しかし、これら含蓄のある先行研究は、財政再建との関連では言及されていないため、財政赤字策としての増税手段、つまり消費税の有用性に関する議論が未だ不十分であると考えられる。したがって、本稿では、これらの点を踏まえて、税収確保の観点から財政赤字の対応策としての消費税制度の意義、及びその問題点と改善策を明確化し、今後の消費税改革の方向性に何らかの示唆を得ることを目的としている。

## 2. 消費税の優位性

### 1) 基幹税としての直接税と消費税

我が国の租税体系は、戦後、『シャウプ勧告』（1949）をベースに再構築され、1950年度以降、税収の安定性・弾力性、資本蓄積等を根幹とした租税体系が採られ、その基幹税が所得課税とされてきた。つまり、直接税中心主義の租税体系である。

慣例的に直接税と間接税の定義は、租税転嫁の有無によって納税者と担税者が一致する税が直接税であり、一致しない税が間接税であるとされてきた。しかし、最近の租税理論では、租税の転嫁よりも帰着に焦点を当てた際、従来の定義にしたがうと法人税は直接税に分類されてきたが、転嫁される可能性があるため、上述した定義では十分に成立しなくなっている。したがって、最近の財政学のテキストや租税システムの国際比較では、「租税転嫁の有無」による分類方法は用いられていない。この定義に代わって、アトキンソン（Atkinson, A.B.: 1977）の定義が一般的である。この定義によれば、直接税は納税者の個別的事情をイクスプリシットに考慮する税であり、間接税は納税者の個別事情を考慮しない税となる。具体的には、所得税は納税者の所得水準、家族構成、医療費等の要素を課税標準に反映させ、法人税は法人の利益や法人の形態などを反映させて課税している一方、消費税は消費する個別事情（所得水準等）を考慮しないで課税されている点から判別できる。アトキンソンの定義にしたがえば、税務行政的な面からみても、直接税では納税者の個別事情を税務当局が、ある程度正確に把握できる制度（我が国での源泉徴収制度、米国での納税者番号制度など）になっている<sup>(1)</sup>。

したがって、直接税は納税者の個別的事情に応じて課税でき、例えば累進所得税のように所得再分配的役割を果たすことができるという特徴がある。また、この特徴ゆえに、直接税と社会保

障制度の所得保障とが密接に関連する制度の構築は、原理的に容易である。現行制度では、租税構造が十分に機能している点から考えて、所得税に代わる消費税の一層の比重強化を考慮したとしても、直接税を基幹税とした租税構造は維持すべきである。

しかし、従来から所得捕捉に係る個人間の公平性に関わる問題が無いわけではない。つまり、消費税の特徴を考慮した租税構造の再構築が求められる。

## 2) 消費税の優位性

個人の資金フローの「入口」部分の所得が公平性を測る指標として優れ、「出口」部分としての消費もまた、公平性を測る指標として有効であるという第1の特徴がある。事実、所得は社会貢献度に応じて課税されるため、場合によっては貢献度の大きい所得稼得者より負担の公平性に関する不合理問題が発生する可能性がある。一方、消費税は消費を課税ベースとしていることから受益者負担の原則が成立し、所得税よりは合理的であると称される場合もある。次いで第2の特徴として、消費税は所得税と比較して「水平的公平」の確保に有効である。これは、どんな就業形態であろうと、同一所得や消費であれば同額の税が課される点にある。その意味で、先述した所得捕捉による負担の不公平性問題は発生しない。続いて第3の特徴として、消費税は少子・高齢社会に適した税であるという点である。というのは、消費税は、①所得税に比して、勤労者や高齢者の区別無く課税されることを考慮すれば課税ベースが広がるため、世代間の負担の公平性が維持できるという点、②所得税で派生する貯蓄の二重課税が回避できるという優位性があるからである。最後に、第4の特徴として、地域間による税源格差が小さいという点にある。この点は、租税の安定性は人口集中度、地理的条件、自然条件等によって影響され、法人関係税を中心に地域における税源の偏在が大きくなるが、消費税は、消費行為に対して課される税であることから景気変動に左右されにくく、比較的安定的な税収確保が可能である点から裏付けられる。

これらの消費税の優位性から鑑みて、カルドア (N. Kaldor) やミード (J.E. Meade) 等が考案した支出税、更には最近米国で議論されているフラット・タックス<sup>(2)</sup>をも考慮した間接税の比重を高める意義がある。最適な消費税を含めた間接税の比重は、先述した直接税を基幹税とした租税構造の維持を前提とすれば、間接税の比重の上限は5割であると理解できる。2010年度予算では間接税の比重は4割超であることから、更に1割程度は高めることが可能である。

## 3. 消費税の財政再建築手段の意義

### 1) 基礎的財政収支と財政赤字

政府は、2006年に当面の財政再建の目標時期を2011年度とし、2011年度までに国債の発行や利払費を引いた国と地方の実質的な収支である基礎的財政収支を黒字化する政策を採ってきたが実現できていない。2009年9月の政権交代後、基礎的財政収支の黒字化は、2010年6月の政府の公表では2020年度を目標年度としている。

表1 「基本方針2006」での国・地方の基礎的財政収支（新 SNA）

（単位：兆円）

	2006年度 (A)	増加額	2011年度 自然増 (B)	2011年度 改革 (C)	対2006年度 増加額 (C - A)
歳出内訳					
社会保障	31.1	8.8	39.9	38.3	7.1
人件費	30.1	4.9	35.0	32.4	2.3
公共投資	18.8	2.9	21.7	16.1-17.8	▲2.7- ▲1.0
その他	27.3	4.3	31.6	27.1-28.3	▲0.2- ▲1.0
合計	107.3	20.9	128.2	113.9-116.8	6.6-9.5
財政収支					
歳入規模	93.3	18.4	111.7	111.7	18.4
歳出規模	107.3		129.2	113.9-116.8	6.6-9.5
赤字額	14.0		16.5	2.2-5.1	

基礎的財政収支が黒字化すれば、利子率が経済成長率よりも低い限り、対 GDP 比で換算して政府債務が拡大することはない<sup>(3)</sup>。しかし、基礎的財政収支の赤字が解消されたとしても、我が国の財政赤字の問題が解決できたというわけでは決してない。というのは、我が国のように、対 GDP 比でも累積債務残高の規模が極めて高い場合には、政府は政府債務残高を減少させるべく財政黒字化を呈し、市場から財政運営の懸念材料を払拭させなくてはならないからである。もし、これが不可能であれば市場での公債消化が機能しなくなり、クラウドディング・アウト問題など様々な問題を派生させる可能性がある。

そこで、基礎的財政収支の改善を促すにあたり、歳出削減と増税のどちらに比重を置いた政策を採るべきかの議論がある。先進諸国の事例からみて、歳出削減に比重を置いた財政再建策を進めなければ継続的に成功しないという経験則がある。つまり、歳出削減に比重を置いた政策をしつつ増税政策の実施を計画しなければ、国民から賛同を得た効率的な増税政策へのシフトは不可能である。

しかし、歳出削減策は、基礎的財政収支の改善にどれだけ可能かという疑問を抱く。例えば、「基本方針2006」では、6.6兆円から9.5兆円の歳出削減が可能となり歳出規模は113.9兆円から116.8兆円規模となる反面、歳入規模は税の自然増収を考慮して111.7兆円であると予測された（表1参照）。この結果、歳出削減策が十分に機能したとしても2.2兆円から5.1兆円の財政赤字が発生すると予想され、この赤字分を何で補填すべきかが議論され、例えば消費税率アップでの補填策が議論された。

いずれにしても、基礎的財政収支黒字化による財政赤字の縮減は、最近の経済成長に依存した様相を色濃く出し、今後の財政再建の道のりは未だ遠いといわざるを得ない。

## 2) 財政赤字と消費税

先述した政府の歳出削減計画の徹底化に伴う基礎的財政収支の黒字化が進展したとしても、累積債務残高の累増を抑止するほど、劇的に財政収支が改善するわけではない。増税を先延ばしす

ればするほど、累積債務残高は一層累増する。2010年7月14日、IMFの年次報告書の中で、日本政府に対して、「財政再建策として消費税率を段階的に15%に引き上げ、これと組み合わせて法人税率を引き下げれば、将来的にはGDPの4～5%程度にあたる20兆円規模のGDPの増大が見込める。」といった内容の提言があった。国内外の評価では、増税は不可避であり、今後は国民のコンセンサスが如何に得られるかが課題である。今後の増税の論拠は、例えば、2003年6月、政府税制調査会が公表した中期答申『少子・高齢社会における税制のあり方』のなかで、少子・高齢社会での消費税の重要性に触れて、「少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度を初めとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税はきわめて重要な税である。」という指摘にある。この議論を代表として、少子・高齢社会での社会保障財源を消費税で賄うべきであるという考え方は、それなりに国民の賛同が得られやすい環境が整えられつつある。

一般に、社会保障財源の主要な原資は社会保険料であり、これは主として所得比例で徴収されている。加えて、社会保障財源の国庫負担分を所得税で賄うとすれば、社会保障給付はほとんど所得税で賄われることになる。この点は、稼得者間の所得格差是正策として、所得税の垂直的公平を是正する特徴から見て望ましいが、問題は世代間格差の是正にある。世代間格差は、所得税の課税対象である勤労所得者と所得税の課税対象から外れた年金生活者である高齢者との間の格差であり、社会保障給付の国庫負担分を所得税で賄うことは世代間格差問題となる。また、法人税での社会保障財源の調達は、(1)実質的負担者は消費者、労働者、投資家等であり、これらの負担割合は価格弾力性に依存しているという点、(2)法人税の引き上げは、国際競争力の点からみて問題があるという点などから判断して好ましくない。

表2 2010年度予算での消費税の目的税化

(歳入)	(歳出)
消費税(国分)	⇒⇒ 基礎年金
	老人医療
	介護
(9.6兆円)	(16.6兆円)
(参考)	
2010年度	一般歳入総額 : 92.3兆円
	租税収入 : 37.4
	所得税収 : 12.6
	法人税収 : 6.0
	消費税収 : 9.6
	公債金 : 44.3
	特例公債金 : 38.0
この内、消費税収は、	
	消費税収(国と地方) : 12.1
	消費税(国) : 9.6 (a)
	地方消費税 : 2.5 (b)
	↓
	地方交付税調整後
	国 : (a) - (a) × 29.5% = 6.8兆円
	地方 : (b) + (a) × 29.5% = 5.3兆円

資料) 「2010年度予算」(財務省)より作成。

これらの点から、社会保障財源の国庫負担分には、消費税が最適であり目的税化する意義がある。しかし、消費税の使途を社会保障財源（基礎年金、老人医療、介護）とする目的税化としても、消費税収9.6兆円に対し社会保障財源の歳出は16.6兆円なのでまだ7.0兆円が不足している。消費税を不足分の補填手段として考慮したならば、社会保障財源確保のためには消費税率を引き上げざるを得ないことが理解できる（表2参照）。

### 3) 消費税の財政再建策手段の意義

かくして、基礎的財政収支の改善には税収増が不可欠である。税収増の手段としては、(1)国税3税（個人所得税、法人税、消費税）の増税、及び(2)新税の導入手段がある。後者の新税導入には、これまで様々な税種が検討されてきたが、税収入の規模が小さく未だ効果的な結果が得られていない。他方、前者の国税3税の手段を用いると、先述したように法人税の増税は国際競争上において困難である。残る方法は、個人所得税か消費税かのどちらかの方法であるが、この点に関しても、これまで議論してきたように所得捕捉率の問題や消費税の特徴などから考えて、消費税率の引き上げが安定的な税収確保の効果が大きい。

したがって、基礎的財政収支の改善には、歳出削減の一層の徹底化を実施する価値があると同時に、財政再建策として消費税の役割が一層大きくなる。

## 4. 消費税制度の実態と財源予測

### 1) 消費税制度の実態

ところで、我が国消費税制度の主な特徴として、(1)消費税率は5%（内1%は地方消費税）、(2)簡易課税制度適用上限は課税売上高5,000万円、(3)みなし仕入れ率は5段階（50%から10%刻みで90%まで）、(4)免税点適用上限は課税売上高1,000万円（個人事業者は前々年、法人は前々年度）、(5)非課税範囲は、①性格上課税対象とならないものと、②政策配慮に基づくものから構成されている、及び(6)税額計算での証拠書類は帳簿方式という6点が挙げられる。先進諸国の中では、税率が低い点、更には適用上限とみなし仕入れ率の高さは国の企業数全体の8割以上が中小企業であることを考慮した点が大きい。一方、益税問題は、簡易課税制度の採用及びインボイス方式ではなく帳簿方式の採用等から判断して、我が国消費税制度は、他の先進諸国と比べて「益税」が発生しやすい。これらの特徴は、これまで数次の制度改正によって、徐々に解消されてきてはいるが、後述するように依然と課題を残したままである。

一般に、消費税を中心とした消費課税は、所得税と法人税を中心とした所得課税との直間比率からその実態が問題視されている。最近では、消費課税と所得課税の比率は47.9対52.1といったように、5対5に近づいている（表3参照）。この点は、先の政権与党（自由民主党と公明党）の方針が公平性よりも効率性（中立性）に比重を置いた政策を展開し、最終的にはヨーロッパ型の5対5を目標としてきた結果であると判読できる。

表3 所得課税と消費課税の推移

(単位：兆円)

年度	1989	1991	1995	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009	2010
所得課税	40.4	43.3	35.1	32.7	26.1	28.1	24.0	25.8	33.4	26.1	18.6
消費課税	14.7	16.9	18.2	20.4	21.0	20.2	19.9	19.1	19.8	18.3	17.5
消費税	3.3	5.0	6.0	9.3	10.4	9.8	9.7	10.2	10.6	10.1	9.6
租税収入	57.1	63.2	53.7	55.6	49.1	50.0	45.4	47.2	56.0	46.1	37.3

注) 数値は、予算値である。

資料) 『財政金融統計月報(租税特集)』(各年版)より作成。

## 2) 財源予測

先の表1によれば、2006年度では歳出削減の結果、2011年度の歳出規模は113.9兆円から116.8兆円と予測された。一方、歳入規模は、税の自然増収により111.7兆円と予測されている。2011年度までに、公共投資等の縮減は可能である反面、社会保障関係費や人件費は拡大し、徹底した歳出削減にもかかわらず、2011年度の財政赤字は2.2兆円から5.1兆円規模と予測されている。政府は、この財政赤字額を消費税率の1%から2%アップなどの増税で賄うことが可能か否かの検討と税制改正の準備をしていた。しかし、政権交代後の2009年9月以降では、十分な議論はされてきていない。

次に、消費税の税率を現行の5%を仮定し、消費税の福祉目的税化を前提とした際の財源予測の結果は表4の通りである。2001年度と2010年度の数値は実績値であるが、税収がほとんど伸びていない点は、(1)ボーダレス社会による経済状況への波及効果の大きさ、(2)稼得所得の硬直化、及び(3)高齢社会での消費の抑制効果等に因るものであり、今後も急激な税収増が期待できないと判断できる。しかし、2008年9月のリーマン・ショックによる金融危機を除いて最近5カ年の年当たりの消費伸び率は、総務省統計局によれば1.5%であることから、この数値に基づいて2015年度と2020年度の消費税歳入数値を計測した結果である。表4にしたがえば、2015年度の消費税収総額(国と地方政府の合算額)は7.4%増の13.0兆円が見込まれ、2020年度には更なる税収増が見込まれ、16.5%増の14.1兆円が予測可能である。他方、社会保障関連の歳出項目としての基礎年金・老人医療・介護の歳出合計額は2010年度の実績で16.6兆円であった数値が、2015年度で

表4 消費税の財源予測

(単位：兆円)

	2001年度	2010年度	2015年度	2020年度
歳入				
国分(4%)	7.1	6.8	7.3	7.9
地方分(1%)	5.6	5.3	5.7	6.2
合計	12.7	12.1	13.0	14.1
歳出計				
(基礎年金・老人医療・介護)	9.6	16.6	22.3	30.0

注) 1. 2001年度と2010年度は予算値であり、2015年度と2020年度は予測値である。

2. 歳入の数値は地方交付税調整後の数値である。

資料) 表2、表3と同じ。

は34.3%増の22.3兆円へ、2020年度では80.7%増の30.0兆円へと規模が拡大することが予測される。先の歳入増加率に比して、はるかに高い増加率で社会保障関連の歳出額が拡大していることが理解できる。

以上のように、現行の5%の消費税率では、将来的には社会保障関連費を十分に賄うことは不可能である。したがって、消費税の増税ばかりでなく所得税の増税や、消費税の目的税化等の何らかの制度改革が急務である。しかし、消費税の目的税化には、(1)消費税は、確かに我が国の財政にとってますます重要な役割を果たす税であること、(2)目的税化は財政の硬直化を招くおそれがあること、更には、(3)諸外国においても消費税の使途を目的税化としている例は見当たらないなどの理由から、今後、更なる慎重な考察をすべき点が垣間見える。しかしながら、将来の税財政のあり方を考察するうえで、消費税は社会保障関係費の増大に如何に対応するかという重要な問題に、消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化は検討すべき課題となることはいうまでもない。最近のニート、フリーター等の問題と関連した国民年金掛け金の未納問題を解決する手段としての消費税の福祉目的税化それ自体は、安定的財源確保の点から十分な説明責任(アカウントビリティ)を果たしている。

## 5. 消費税制度の益税・逆進性問題と改善策

### 1) 益税問題と改善策

我が国では、消費税制度を導入する際に中小企業に対して、(1)事業者免税点制度や(2)簡易課税制度等の特例措置が設置されたことによって、益税問題が発生している。特例措置は、我が国ばかりでなくフランス、ドイツ、イギリス等でも導入されている。これら先進諸国でも益税問題は深刻ではあるが、特例措置の範囲が我が国よりも小さい。我が国では、消費税導入時には限界控除制度をも導入していたが、その後1997年に廃止され、現在では「事業者免税点制度」と「簡易課税制度」だけが設置されている。これら二つの制度は、先の先進諸国に比して適用基準が緩やかである点が議論的になる。

我が国では、益税問題の原因である事業者免税点や簡易課税制度の適用基準が見直しされてきた。例えば、①事業者の免税点適用上限の引き下げや②簡易課税による納付税額を原則課税による納付税額に近似させるなどの方法が採られてきたが、依然と益税問題はなくなっていない。今後も適用基準の数値が最適か否かが問題となる。また、(1)帳簿方式による申告納税制度や、(2)消費税法第30条第6項適用の課税売上割合95%以上の企業による全額仕入れ税額控除制度なども益税問題の温床ともいわれる。

#### 1) - a 事業者免税点制度による益税問題

この制度によって派生する益税は、一般的には免税事業者が課税事業者と同様に消費税を課している点にある。ここでは、卸売業者だけが免税事業者と仮定すると、卸売業者は納税義務負担

表 5 事業者免税点制度による益税の派生システム

(単位：円)

	原材料業者	製造業者	【卸売業者】	小売業者
売上額	20,000	50,000	70,000	100,000
売上額に対する消費税額	1,000	2,500	3,500	5,000
仕入額	0	21,000	52,500	73,500
仕入額に含まれる消費税額	0	1,000	2,500	3,500
税務署への納付税額	1,000	1,500	0	1,500
利潤	20,000	30,000	21,000	30,000

注) 1. 消費税率は5%とする。

2. 卸売業者が免税事業者と仮定し、1,000円が益税となる。

がないため売上げに係る消費税を課税しない事業者とされるが、実際は当該事業者も課税している(表5参照)。この点は、現行制度では当該事業者が免税事業者か否かを確認できる制度とはなっていないからである。つまり、このケースでは、卸売業者は1,000円の益税を得ていると理解できる。

しかし、免税事業者は消費税の納税義務がないため、免税事業者の売上げには消費税が課税されていないと判断され、判例では「消費税分として事業者に支払う金銭はあくまで商品ないしは役務の提供の対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者に対する関係で負うものではない。<sup>(4)</sup>」と示されている。免税事業者の売上げに含まれる消費税相当額は、価格の一部であり、消費税とはみなされていないという解釈となる。

したがって、益税問題を考える際、(1)消費者が支払った消費税の一部が、国庫に納入されずに免税事業者等の手元に残ってしまうものを益税と定義している経済学的視点、及び(2)先述した判例での免税事業者の売上げに含まれる消費税相当額は、価格の一部であり、消費税とはみなされていないという法学的視点とがあることがわかる。取引上に派生する益税に関する定義には議論の余地がある。

### 1) - b 簡易課税制度による益税問題

他方、現行の簡易課税制度が適用された際、益税が派生している可能性がある指摘されている。具体的には、簡易課税制度により適用される業種ごとの「みなし仕入率」が、「実際の仕入率」よりも高い場合に益税が発生する。先の表5を用いて、簡易課税制度から派生する益税のシステムを考察すると表6の通りである。ここでは、卸売業者のみが簡易課税制度を適用していると仮定すると、現行制度上、90%のみなし仕入率が適用される。したがって、卸売業者は課税標準額に対する消費税額から控除することのできる消費税額は、3,500円にみなし仕入率90%を乗じた値となる。このケースでは、各過程の「税務署への納付税額」の合計額は4,350円となり、消費者が最終的に負担した5,000円(100,000×5%)と異なり、この差額である650円が当該卸売業者の手元に残ったことになる(表6参照)。

表6 簡易課税制度による益税の派生システム

(単位：円)

	原材料業者	製造業者	【卸売業者】	小売業者
売上額	20,000	50,000	70,000	100,000
売上額に対する消費税額	1,000	2,500	3,500	5,000
仕入額	0	21,000	52,500	73,500
仕入に係る消費税額	0	1,000	3,500×90% = 3,150	3,500
税務署への納付税額	1,000	1,500	350	1,500
利潤	20,000	30,000	20,650	30,000

注) 1. 消費税率は5%とする。

2. 卸売業者が簡易課税事業者と仮定し、650円が益税となる。

したがって、現行制度（2003年度税制改正以降）では、基準期間での課税売上高が5,000万円以下である事業者は「簡易課税制度選択届書」の提出により簡易課税事業者と適用されるため、原則課税による納付税額と比して簡易課税制度を採用している事業者の大部分が益税の恩恵を受けていると判断できる。この点は、簡易課税制度適用事業者と原則課税制度適用事業者間で、負担の公平性問題を露呈している。また、簡易課税制度適用事業者は、この益税に対して所得税や法人税が課されるため当該事業者の租税回避の規模は小さいと予想されるものの、益税を正当化する理由とはいえない<sup>(5)</sup>。更に、簡易課税制度による申告件数は、個人事業者では6割強、法人事業者で3割弱となっていて、これらは全事業者の約45%に相当し、議論すべき問題である。

### 1) - c 益税規模の試算

かくして、益税が派生するシステムが明確になったため、次に益税規模を試算することとする。益税の試算方法は、橋本（2002）が実施した産業連関表による方法を採用し、2000年から2005年までの益税額を試算している<sup>(6)</sup>。

試算方法は、(1)それぞれの産業連関表のデータから税額を控除し、更に(2)便宜上、金融・保険、公務、教育・研究、医療・保険・社会保険・介護を非課税項目として推計をし、そして(3)中小企業の特例のない理論上の消費税収額を算出したのち、(4)先の理論上の消費税収額と実際の消費税収額の差額を益税とする方法である<sup>(7)</sup>。その際、2001年から2005年の理論上の税収の推計には、2000年の産業連関表データを基に、各年の家計最終消費支出の伸び率を乗じて導出している。

以上の方法により、各産業の理論上の納付税額を導出し、その合計額が、全産業の理論上の税収額となる。算出式は、我が国の消費税制度が消費型付加価値税を採用していることを考慮した算式であり、それは以下の通りである。

$$T = A \times (B - C - D - E) + F \quad \dots\dots\dots (1)$$

ただし、(1)式のTは納付税額、Aは実効税率、Bは国内生産額、Cは中間財購入額、Dは投資財購入額、Eは輸出、及びFは輸入品への消費税を意味する。この試算方法により導出された益税額は、計算上で発生していると考えられる最大の値である。試算の結果は表7の通りである。

表 7 益税額の推計結果

(単位：億円)

	2000年	2001	2002	2003	2004	2005
理論上の税収	113,923	114,025	113,778	113,583	113,947	108,659
消費税収	102,276	101,721	99,865	97,588	95,216	98,061
益税	11,647	12,304	13,913	15,995	18,731	10,598

注) 消費税収は、消費税額と地方消費税額の合計から還付税額を控除した数値である。

推計の結果、益税額は通増傾向があったものの、2004年をピークに翌年の益税額が約43%下落していることがわかる。この点は、2003年度税制改正によって、「事業者免税点制度の適用上限の3,000万円から1,000万円への引き下げ」と「簡易課税制度の適用上限の2億円から5,000万円への引き下げ」の2点に因るものと考えられる。このタイム・ラグの原因は、(1)2003年度税制改正の適用は2004年4月1日であるのに対し、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用を受ける個人事業者の課税期間が、原則的に1月1日から12月31日であることから、早くても2005年の課税所得となった点、(2)事業者免税点制度や簡易課税制度の適用を受ける個人事業者数が多いという点にある。したがって、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用条件の緊縮が、益税減額に大きく効果のある政策であることが理解できる。

#### 1) - d 益税問題の改善策

益税問題の改善策として、野口(1994)は、最終小売段階における免税業者の存在が原因となり、益税が発生する場合は「課税業者証明」を税務署が発行し、店頭に表示させることによって解決できると主張している。この点は、免税業者か否かが明確化され、消費者は安価な価格で購入できるため、免税業者に消費者が集まり、結果的には免税業者の売上げが伸びることを意味している。また、免税点を引き下げ、自営業者を監視する税務職員数の拡充とともに、納税者番号制度の導入により、納税回避のループ・ホールを減らすこともできることも、一般にいられている。更には、現在の帳簿方式からインボイス方式への移行によって、益税問題を解決すべきであるという主張も多い。

いずれにしても、今後も現行制度を継続していく限り、何らかの制度改正は必要である。また、消費税率を二桁にする際には、公平性の観点から複数税率やゼロ税率、更には給付付き税額控除制度等が問題となるため、インボイス方式を導入すべきか否かの検討が急務となる。この点は、インボイス方式のメリットとして指摘されている消費税の不透明感の払拭、複数税率の対応が容易などの点にある。一方、インボイス方式には、(1)税額票により仕入れ税額控除をすることで、免税業者を取引から排除してしまう懸念がある点や、(2)現行税率をそのままにして、複数税率の採用をしても、上述したように逆進性の緩和にはならないという点でデメリットが指摘される。更には、欧米諸国で採用されているインボイス無しでの納税を可能にしている簡易課税制度から斟酌して、我が国では現行の帳簿方式を継続する限り、簡易課税制度の存在意義の必要性が薄れると考えられる。

かくして、これらの点も踏まえて、事業者免税点制度や簡易課税制度の更なる改善策を吟味す

べきである。

## 2) 逆進性問題と改善策

消費税は、確かに一律課税を原則としていることから効率性の確保には有効であるが、公平性に問題がある。公平性問題として議論される点は、税負担の逆進性問題である。逆進性問題を考察する際、消費者の負担構造は完全転嫁を仮定した分析をすればよい。というのは、消費税の不完全転嫁には、構造に不純な要素が混入し、逆進性が脆弱化されると考えられるからである。基本構造をモデル化したものが表8である。このモデルでは、A・Bは高所得者、C・Dは中所得者、E・Fは低所得者に区分され、消費税率5%、高所得者から低所得者にかけて消費率が上昇することを仮定している。このモデルの結果、(1)高所得者であればあるほど租税負担率は低く、所得が低くなるにつれて租税負担率は高くなる、(2)消費税の負担分だけ貯蓄が減少する、(3)中所得者は、高所得者よりも必需品の比重が高いため消費水準を引き下げるか、貯蓄を削減するかのどちらかの選択を余儀なくされる、及び(4)低所得者をもっと問題であり、何らかの緩和措置が必要となる等が把握され、逆進性問題が顕在化している。

したがって、税負担の逆進性は貯蓄額の減少を認識するが、これは消費税の導入時に強く現れるため、消費税導入時には所得税減税や還付税など措置を併せて採用すべきである。しかし、表8のモデルのように、低所得者の消費率が極めて高いケースでは、貯蓄への選択が小さいため、その補填政策も充分にかつ有効に機能しない可能性がある点を付記しておく。

次に、『家計調査年報』のデータを用いて、消費税の逆進性を計測することとする。逆進性を計測する際、逆進性緩和策の一手段として「食料品等ゼロ税率」政策を適用すべきであるという主張があるが、本論では「食料品ゼロ税率」政策も併せて議論することとする<sup>(8)</sup>。

さて、計測にあたって、『家計調査年報』のデータは、(1)欄の所得額以外は月次データであるため、年次データに変換して単位も万円としている。また、表9の(4)欄の5%消費負担額は、(2)の消費額に実効税率5/105を乗じて算出している。この結果、確かに現行の消費税率5%のもとで、第I所得分位から第X所得分位へ所得が高くなればなるほど消費税負担率は低下し、先述した仮設データと同様に実績データからも逆進性が確認できる(表9の(5)欄参照)。

一方、逆進性緩和策として食料品のゼロ税率を採用した場合、政府の税収総額を一定としな

表8 消費者の逆進負担の基本モデル(税率:5%)

(単位:万円;%)

	(1)所得額	(2)消費率	(3)税抜き消費支出	(4)消費税額	(5)税込み消費支出	(6)貯蓄額	(7)税込み消費率	(8)負担率
A	2,000	40%	800	40	840	1,160	42%	2.0%
B	1,000	50	500	25	525	475	52.5	2.5
C	600	80	480	24	504	96	84	4.0
D	400	85	340	17	357	43	89.3	4.3
E	300	90	270	13.5	283.5	16.5	94.5	4.5
F	200	95	190	9.5	199.5	0.5	99.8	4.8

表9 消費税制度の逆進性の計測

(単位：万円；%)

	(1)所得額	(2)消費額	(3)食料品額	(4)5 % 負担額	(5)5 % 負担率	(6)6.2% 負担額	(7)6.2% 負担率	(8)変化率
I	131	130.1	33.8	6.2	4.7	5.6	4.3	▲0.4
II	222	190.9	49.4	9.1	4.4	8.3	3.7	▲0.7
III	288	225.0	56.9	10.7	3.7	9.8	3.4	▲0.3
IV	348	253.9	64.7	12.1	3.5	11.0	3.2	▲0.3
V	412	282.5	67.5	13.5	3.3	12.6	3.1	▲0.2
VI	485	302.5	72.9	14.4	3.0	13.4	2.8	▲0.2
VII	574	331.6	78.6	15.8	2.8	14.8	2.6	▲0.2
VIII	688	371.7	84.4	17.7	2.6	16.8	2.4	▲0.2
IX	859	435.4	93.0	20.7	2.4	20.0	2.3	▲0.1
X	1,342	521.2	109.9	24.8	1.8	24.0	1.8	0.0
合計		3,044.8	711.1	145.0		136.3		

注) 所得額とは、実収入を示す。

資料) 総務省統計局『家計調査年報：家計収支編（平成21年）』2010年より作成。

ければ比較検討できないため、消費税率の引き上げを考慮する必要がある。税率引き上げ幅の計測方法は、消費税率5%のもとでの所得階級別税負担総額145.0万円と、((2)消費総額-(3)食料品総額)で算出して実効税率が算出できる。算出結果から6.2%の消費税率を課せば、消費税率5%で課した税収額とほぼ同額が得られることが理解できる。この点は、食料品にゼロ税率、その他に6.2%の消費税率を課せば、第I所得分位の消費税負担率は4.7%から4.3%に低下する一方、第X所得分位のそれは1.8%から1.8%と変化はないものの、全体として逆進性は若干(1,000円～4,000円)緩和されたことが把握できる(表9の(8)を参照)。

しかし、食料品ゼロ税率のデメリットとして、(1)消費一般に広く公平に負担をするという点が歪められる、(2)課税ベースが侵食された分だけ税率アップを要する、(3)恒常的に還付を受ける事業者が増え、事業者間の不公平性の問題が発生する、及び(4)還付申告や事後調査に係る事務負担コストが発生する等の点が挙げられる。したがって、欧州理事会指令は、イギリスに対して食料品等のゼロ税率の是正を求めている点、更には、我が国で「食料品ゼロ税率」政策を採用するには、益税の温床を解決するインボイス方式の採用が急務となり、また中小企業の特例措置についても、単一税率の場合と異なる観点からの検討が急務となる等の点から判断して、食料品ゼロ税率採用には検討課題が山積している。この点は、例えば、第I所得分位の食料品ゼロ税率採用前後の消費税負担額は、年間わずかに4,000円しか軽減されていない(表9の(8)を参照)。

以上の点から、確かに、消費税の逆進性問題は重要な問題であることは改めていうまでもないが、複数税率の採用だけでは、現状の消費税率水準から判断して、逆進性問題の解決策にはならない。したがって、橋本(2010)が指摘されているようなカナダで採用されている給付付き消費税額控除制度も検討すべき課題もある<sup>(9)</sup>。

## 6. 今後の課題と展望

以上の結果、今後の消費税制度のあり方は、(1)財政赤字（財政再建策手段）、(2)課税ベースの見直し、(3)益税、(4)逆進性、及び(5)少子・高齢社会との関連で吟味すべき点が明確になった。したがって、これらの点を要約することで、本論の結びとする。

第一の財政赤字と消費税であるが、この問題は、今後の基礎的財政収支の改善によって財政赤字は減少するものの、公債発行に依存し続ければそれだけ累積債務は累増していき、いつの時代か、財政赤字の補填手段として、所得税を含め消費税の税率問題が取りざたされることが予想され得る。次いで、第二の課税ベースの見直し問題であるが、この問題は、所得捕捉の点から考えて、公平性の視点では所得と消費の課税ベースを現行の6対4から5対5にするか否かの検討、つまり税制改正が急務である。更に、中立性（効率性）の視点では経済理論から考えて、所得よりは消費を課税ベースとすることが望ましい。また、税源の安定性・普遍性や応益性、税源の偏在性等から考慮して、消費課税の比重を高める意義がある。続いて第三の益税の問題であるが、この問題は制度改正によって解消されてきていることから、更なる制度改正が急務である。その際、租税回避の点から現行の帳簿方式からインボイス方式への移行は必要不可欠となる。

第四の逆進性の問題であるが、この問題は、先述したように消費税に内在している問題である。多くの年金生活者や社会的弱者と呼ばれる階層では、所得増加率が一般に低いとみなされ得るから、逆進性は中長期的に強められる傾向を持つ。したがって、消費税は、逆進性を緩和する措置、例えば還付税、給付付き税額控除、及び複数税率などの措置をなくしては存立できないと考えてよい。最後に第五として、2007年度より団塊の世代の定年退職を迎え、少子・高齢社会がますます進むなかで、先述したように社会保障財源確保手段としての消費税の役割が一層高まると予想され得る。消費税議論がますます重要な問題として取りざたされる。

かくして、今後の消費税制度を考察する際、上述した点を踏まえつつ、これまでも議論した消費税制度の仕組みの再検討が急務である。つまり、消費税制度の改善策には、(1)免税（部分的非課税）、(2)差別税率（軽減税率や割り増し税率）、(3)ゼロ税率、(4)給付付き税額控除制度、(5)地方消費税率、(6)納税義務の除外（免税点制度）、及び(7)簡易課税制度などが考えられ、このうち前者の(1)～(5)の改善策は消費者負担に関するものであり、後者の(6)と(7)のそれは納税義務者である事業者に対するものである点を考慮して、今後の消費税制度の改革視座を描くことが重要である。

### 注

- (1) 詳細は、貝塚啓明（2002）、pp.186-187を参照せよ。
- (2) 詳細は、Hall, R. E. & Rabushka, A. (1995)を参照せよ。
- (3) 基礎的財政収支の改善策は、財政再建策基準としてのマーストリヒト財政基準を充たすことが不可能であることから、まずは基礎的財政収支の黒字化が目標とされている。

- (4) 東京地判『判例時報』(1990年3月26日), 1,344号, p.115。
- (5) 宮島洋編著『消費課税の理論と課題』税務経理協会, 1995年, p.103。
- (6) 橋本恭之「消費税の益税とその対策」『税研』2002年9月, pp.84-90。ちなみに, 益税額の試算では1.75兆円規模と指摘されている。
- (7) 産業連関表のデータは, 2000年は32部門, 2005年は34部門を使用している。不動産に関しては, 2000年は104部門, 2005年は108部門の不動産仲介及び賃貸のデータを用いて推計している。
- (8) 現在, 食料品や書籍, 新聞などのゼロ税率はイギリスだけが採用している。
- (9) 橋本恭之「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, 2010年3月, pp.45-52。

#### 参考文献・資料

- [01] Hall, R.E. & Rabushka, A., *The Flat Tax*, Hoover Institution Press, 1995.
- [02] Meade, J.E., *The Structure and Reform of Direct Taxation*, George Allen & Unwin, 1978.
- [03] Musgrave, R.A. & P.B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill, 1984.
- [04] 石弘光『税の負担はどうか』中公新書, 2004年。
- [05] 出井信夫監修『図説 地方財政のデータブック (平成20年度版)』学陽書房, 2008年。
- [06] 井堀利宏「社会保障と税制」『フィナンシャル・レビュー』第65号, 2002年, pp.4-20。
- [07] ———「財政再建と消費税」『租税研究』第667号, pp.34-47。
- [08] 井堀利宏・板谷淳一「財政再建の理論分析」『フィナンシャル・レビュー』第47号, 1998年, pp.1-30。
- [09] 上村敏之『財政負担の経済分析』関西学院大学出版会, 2001年。
- [10] 江川雅司「消費税制度の実態と改革の方向性」『税制改革に向けて』生活経済政策研究所, 2007年, pp.112-129。
- [11] ———「財政赤字策としての消費税・地方消費税制度の改革視座」『東京国際大学論叢 経済学部編』東京国際大学, 第39号, 2008年9月, pp.63-76。
- [12] 大竹文雄・小原美紀「消費税は本当に逆進的かー負担の「公平性」を考える」『論座』第127号, 2005年, pp.44-51。
- [13] 貝塚啓明「税制改革をめぐる争点」『フィナンシャル・レビュー』第65号, 2002年, pp.184-191。
- [14] 菊谷正人「消費税の益税解消策および逆進性緩和策」『税経通信』2006年1月号, pp.205-213。
- [15] 呉善充「消費税における益税の計測」『KISER Discussion Paper Series』, No.17, 2009年11月。
- [16] 静岡大学税制研究チーム『消費税の研究 検討と展望』青木書店, 1990年。
- [17] 新川浩嗣編著『図説 日本の税制 (平成21年度版)』財経詳報社, 2009年。
- [18] 高林喜久生・下山朗「消費税改革の経済効果ー伝票方式導入の必要性と課題ー」『経済学論究』関西学院大学, 第55巻, 第1号, 2001年, pp.53-81。
- [19] 土居丈朗「消費税の社会保障の目的税化」という財政規律」『調査月報』(三菱信託銀行) 2005年5月号。
- [20] 中里透監修『経済財政データブック (平成20年度版)』学陽書房, 2008年。
- [21] 野口悠紀雄『税制改革のビジョン』日本経済新聞社, 1994年。
- [22] 橋本恭之「消費税改革の今後の行方」2002年 (<http://www2.jpcku.kansai-u.ac.jp/kenkyu/paper/daisho2002714.pdf>)。
- [23] ———「消費税の益税とその対策」『税研』2002年9月, pp.84-90。
- [24] ———「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, 2010年3月, pp.35-53。
- [25] 八田達夫『消費税はやはりいらぬ』東洋経済新報社, 1994年。
- [26] 林宏昭・橋本恭之「消費税の価格分析: 昭和55年産業連関表と昭和60年産業連関表による分析」『四日市大学論集』vol.3, no.2, 1991年, pp.19-31。
- [27] 福田淳一編著『図説 日本の財政 (平成21年度版)』東洋経済新報社, 2009年。
- [28] 藤川清史「消費税導入の経済効果ー伝票方式と帳簿方式の相違を考慮した産業連関分析ー」『大阪経大論集』大阪経済大学, 第42巻, 第3号, 1991年, pp.41-66。
- [29] 宮島洋編著『消費課税の理論と課題』税務経理協会, 1995年。
- [30] 望月正光「産業連関表に基づく地方消費税のマクロ清算方式」『関東学院大学経済経営研究所年報』

関東学院大学, 第30集, 2008年, pp.11-20。

- [31] 森信茂樹『日本の税制』PHP 新書, 2001年。
- [32] 森信茂樹『日本の消費税』納税協会連合会, 2000年。
- [33] 森信茂樹編『給付付き税額控除：日本型児童税額控除の提言』中央経済社, 2008年。
- [34] 国税庁編『国税庁統計年報書（各年版）』大蔵財務協会。
- [35] 財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報（予算特集）』2010年5月号。
- [36] 政府税制調査会編『平成20年度の税制改正に関する答申』2007年12月。
- [37] 政府税制調査会編『少子・高齢社会における税制にあり方（中期答申）』2003年6月。
- [38] 政府税制調査会編『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』2000年7月。
- [39] 総務省統計局編『家計調査年報：家計収支編（平成21年）』日本統計協会, 2010年。
- [40] 「産業連関表」統計局ホームページ (<http://www.stat.go.jp/data/io/>)。
- [41] 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』2006年7月。
- [42] 『経済財政改革の基本方針2007—「美しい国」へのシナリオ—』2007年6月。